

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>八 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数等（基準第 171 条）</p> <p>① <u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の実施要件</u> <u>基準第 171 条第 8 項の規定によるサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の実施に当たっては、次の要件を満たす必要があること。</u></p> <p>イ <u>サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有するものである必要があるが、この場合、指定看護小規模多機能型居宅介護以外の事業の経験についても当該経験に算入できることに留意すること。また、「3 年以上の経験」については、当該指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算すること。</u></p> <p>ロ <u>サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、本体事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、緊急時訪問看護加算の届出をしております適切な看護サービスを提供できる当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいう。以下、この号において同じ。）を有する必要があるが、ここでいう「支援機能を有する事業所」については、当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指すものであること。</u></p> <p>a <u>事業開始以降 1 年以上の本体事業所としての実績を有すること</u></p> <p>b <u>当該本体事業所の登録者数が、当該本体事業所において定められた登録定員の 100 分の 70 を超えたことがあること</u></p> <p>ハ <u>サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、次に掲げる要件をいずれも満たす必要があること。</u></p> <p>a <u>本体事業所とサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね 20 分以内の近距離であること</u></p> <p>b <u>1 の本体事業所に係るサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の数は 2 箇所までとし、またサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 箇所及びサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所 1 箇所を合わせ 2 箇所までとするものであること。</u></p> <p>ニ <u>本体事業所とサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましいが、隣接する市町村における指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とすることも差し支えないものである。</u></p> <p>ホ <u>なお、市町村長は、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定に当たっては、他の地域密着型サービスの指定の場合と同様、あらかじめ市町村に設置される地域密着型サービス運営委員会等の意見を聴き、必要があると認められる場合は、指定の際に条件を付す等により、事業の適正な運営に当たっての措置を講ずること。</u></p>	<p>八 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数等（基準第 171 条） (新設)</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>② 看護小規模多機能型居宅介護従業者 イ～ハ （略） ニ <u>サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、訪問サービスを行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を常勤換算方法で2以上ではなく、2名以上配置することで足りることとしている。なお、本体事業所とサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対し、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者は本体事業所及び当該本体事業所に係る他のサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくはサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスを提供できるものであること。また、訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められない。特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えない。</u> ホ <u>看護小規模多機能型居宅介護従事者のうち常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下、「看護職員」という。）でなければならないこととされており、うち1以上は常勤の保健師又は看護師とするものである。また、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち常勤換算方法で1.0以上の者は看護職員であるものとし、本体事業所の看護職員は適切にサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を支援するものとする。</u> へ （略） ト 宿泊サービスの利用者が一人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となるものである。この場合、必ずしもいずれか1名以上が看護職員である必要はないが、電話等による連絡体制は確保していること。 また、宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している時は、宿泊及び夜勤を行う従業者を置かないことができることとしたものである。 なお、宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はないものである。また、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所</p>	<p>① 看護小規模多機能型居宅介護従業者 イ～ハ （略） ニ 訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められない。特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えない。 ホ 看護小規模多機能型居宅介護従事者のうち常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下、「看護職員」という。）でなければならないこととされており、うち1以上は常勤の保健師又は看護師とするものである。 へ （略） ト 宿泊サービスの利用者が一人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となるものである。この場合、必ずしもいずれか1名以上が看護職員である必要はないが、電話等による連絡体制は確保していること。 また、宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している時は、宿泊及び夜勤を行う従業者を置かないことができることとしたものである。 なお、宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はないものである。</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p><u>においては、本体事業所の宿直職員が、当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者からの訪問サービスの要請に適切に対応できるときは、宿直職員を配置しないこともできるものであること。</u></p> <p>チ <u>サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇に支障がない場合は、本体事業所において宿泊サービスを提供することができることとされているが、本体事業所においてサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を宿泊させる際は、当該本体事業所との行事等の共同実施や、本体事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者による訪問サービスの提供により、当該本体事業所の従業者とのなじみの関係の構築を行うよう努めること。なお、本体事業所の登録者がサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを受けることは認められていないことに留意すること。</u></p> <p>リ （略）</p> <p>ヌ 指定複合型サービス事業者が、指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護事業と指定訪問看護事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項第 1 号の指定訪問看護における看護職員の人員基準を満たすことによって、基準第 171 条第 4 項の看護職員の人員基準を満たしているものとみなすことができるとされたが、その意義は次のとおりである。</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護と指定訪問看護の両方において、看護職員を常勤換算方法で 2.5 以上とすることが要件とされているが、両事業を一体的に行っている場合については、一方の事業で常勤換算方法 2.5 以上を満たしていることにより、他の事業でも当該基準を満たすこととするという趣旨である。<u>なお、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における看護職員については、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所が指定訪問看護事業所としての指定を受けている場合であって、次の要件を満たす場合に限り、指定訪問看護事業所として一体的な届出として認められるものとする。</u></p> <p>① <u>利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。</u></p> <p>② <u>職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。</u></p> <p>③ <u>苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。</u></p> <p>④ <u>事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。</u></p> <p>⑤ <u>人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること</u> しかしながら、指定看護小規模多機能型居宅介護は療養上の管理の下で妥当適切に行う</p>	<p>（新設）</p> <p>チ （略）</p> <p>リ 指定複合型サービス事業者が、指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護事業と指定訪問看護事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項第 1 号の指定訪問看護における看護職員の人員基準を満たすことによって、基準第 171 条第 4 項の看護職員の人員基準を満たしているものとみなすことができるとされたが、その意義は次のとおりである。</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護と指定訪問看護の両方において、看護職員を常勤換算方法で 2.5 以上とすることが要件とされているが、両事業を一体的に行っている場合については、一方の事業で常勤換算方法 2.5 以上を満たしていることにより、他の事業でも当該基準を満たすこととするという趣旨である。</p> <p>しかしながら、指定看護小規模多機能型居宅介護は療養上の管理の下で妥当適切に行う</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>ものであり、例えば、指定看護小規模多機能型居宅介護において看護サービスが必要な利用者がいるにも関わらず、看護職員が指定訪問看護にのみ従事することは適切ではない。</p> <p>なお、指定看護小規模多機能型居宅介護と指定訪問看護を同一の拠点で行う場合であっても、一体的に運営されておらず、完全に体制を分離して行う場合にあつては、独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。また、<u>本体事業所が指定訪問看護事業所と一体的に運営されていない場合には、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所から指定訪問看護を行うことはできないものであるが、本体事業所が指定訪問看護事業所を一体的に運営している場合には、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所を指定訪問看護事業所の出張所としての指定を受けることは差し支えない。</u></p> <p>② 介護支援専門員等 イ～ニ （略） ホ <u>サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、介護支援専門員を配置せず、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）を配置することができることとされているが、研修修了者はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に係る看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事するものであり、ハの①の居宅サービス計画の作成及び②の市町村への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければならないこと。</u></p> <p>(2) 管理者（基準第 172 条） ① （略） ② 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であることが必要である。</p> <p>さらに管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113 号告示第 2 号に規定する研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師とする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知 1 の(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。</p> <p>③ <u>サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることとされているが、当該事業所の管理者が保健師又は看護師でないときは、当該管理者は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している必要があること。</u></p> <p>④・⑤ （略）</p> <p>(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（基準第 173 条） ① （略） ② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症</p>	<p>ものであり、例えば、指定看護小規模多機能型居宅介護において看護サービスが必要な利用者がいるにも関わらず、看護職員が指定訪問看護にのみ従事することは適切ではない。</p> <p>なお、指定看護小規模多機能型居宅介護と指定訪問看護を同一の拠点で行う場合であっても、一体的に運営されておらず、完全に体制を分離して行う場合にあつては、独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。</p> <p>② 介護支援専門員等 イ～ニ （略） ホ <u>なお、研修を修了している者であることが要件とされているものについては、平成 25 年 3 月 31 日までの間は、平成 25 年 3 月 31 日までに、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了することを予定しているものであれば差し支えないこと。</u></p> <p>(2) 管理者（基準第 172 条） ① （略） ② 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であることが必要である。</p> <p>さらに、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113 号告示第 2 号に規定する研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師とする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知 1 の(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。</p> <p>③ <u>研修を修了している者であることが要件とされているものについては、平成 25 年 3 月 31 日までの間は、平成 25 年 3 月 31 日までに、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了する予定の者で差し支えないこと。</u></p> <p>④・⑤ （略）</p> <p>(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（基準第 173 条） ① （略） ② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）

（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であり、代表者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に代表者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113 号告示第 4 号に規定する研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師とする。<u>ただし、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、保健師若しくは看護師ではない当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えない。</u>なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知 3 の(1)の「認知症対応型サービス事業開設者研修」を指すものである。</p> <p>(削る)</p> <p>③ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験とは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員か訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていない。なお、経験の有無については個々のケースごとに判断するものとする。</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>3 設備に関する基準</p> <p>(1) 登録定員（基準第 174 条）</p> <p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を 29 人（サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18 人）以下としなければならないとしたものである。</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護においては、利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は 1 か所の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に限って利用者登録を行うことができるものであり、複数の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認められないものである。</p> <p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その通いサービスの利用定員を登録定員の 2 分の 1 から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、基準第 174 条第 2 項第 1 号の表中に定める数、サテライト型看護</p>	<p>活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であり、代表者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に代表者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113 号告示第 4 号に規定する研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師とする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知 3 の(1)の「認知症対応型サービス事業開設者研修」を指すものである。</p> <p>③ <u>研修を修了している者であることが要件とされているものについては、平成 25 年 3 月 31 日までの間は、平成 25 年 3 月 31 日までに、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了する予定の者で差し支えないこと。</u></p> <p>④ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験とは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員か訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていない。なお、経験の有無については個々のケースごとに判断するものとする。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>3 設備に関する基準</p> <p>(1) 登録定員（基準第 174 条）</p> <p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を 29 人以下としなければならないとしたものである。</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護においては、利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は 1 か所の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に限って利用者登録を行うことができるものであり、複数の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認められないものである。</p> <p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その通いサービスの利用定員を登録定員の 2 分の 1 から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、基準第 174 条第 2 項第 1 号の表中に定める数）まで、宿泊サービ</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12 人) まで、宿泊サービスの利用定員を通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人 (サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6 人) までとしなければならない。この場合における利用定員については、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において 1 日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限を指すものであり、1 日当たりの延べ人数ではないことに留意すること。なお、基準第 182 条において準用する基準第 82 条の規定により、特に必要と認められる場合は、当該利用定員を超えるサービス提供も差し支えないこととされているので、指定看護小規模多機能型居宅介護が利用者の心身の状況に応じ、柔軟に通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせて提供されるものであることを踏まえ、適切なサービス提供を行うこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 設備及び備品等 (基準第 175 条)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 宿泊室</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が有床診療所である場合については、有床診療所の病床を宿泊室として柔軟に活用することは差し支えない。ただし、当該病床のうち 1 病床以上は利用者の専用のもので確保しておくこと。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>ホ <u>ハにおいては、イ、ロ及び二に準じるものであるが、有床診療所の入院患者と同じ居室を利用する場合も想定されることから、衛生管理等について必要な措置を講ずること。</u></p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>4 運営に関する基準</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 準用 (基準第 182 条)</p> <p>基準第 182 条の規定により、基準第 3 条の 7 から第 3 条の 11 まで、第 3 条の 18、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 28 条、第 30 条、第 33 条、第 34 条、第 68 条から第 71 条まで、第 74 条から第 76 条まで、第 78 条、第 79 条、第 81 条から第 84 条まで及び第 86 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の (1) から (5) まで、(11)、(13)、(17)、(23) から (25) まで、(27) 及び (28) 並びに第 3 の二の二の 3 の (4)、(6)、(8) 及び (9) 並びに第 3 の四の 4 の (1) から (3)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10) 及び (12) から (17) を参照されたい。この場合において、準用される基準第 34 条の規定について、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、1 年に 1 回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検 (自己評価) を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価 (外部評価) を行うこととし、実</p>	<p>スの利用定員を通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人までとしなければならない。この場合における利用定員については、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において 1 日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限を指すものであり、1 日当たりの延べ人数ではないことに留意すること。なお、基準第 182 条において準用する基準第 82 条の規定により、特に必要と認められる場合は、当該利用定員を超えるサービス提供も差し支えないこととされているので、指定看護小規模多機能型居宅介護が利用者の心身の状況に応じ、柔軟に通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせて提供されるものであることを踏まえ、適切なサービス提供を行うこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 設備及び備品等 (基準第 175 条)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 宿泊室</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>4 運営に関する基準</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 準用 (基準第 182 条)</p> <p>基準第 182 条の規定により、基準第 3 条の 7 から第 3 条の 11 まで、第 3 条の 18、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 28 条、第 30 条、第 33 条、第 34 条、第 68 条から第 71 条まで、第 74 条から第 76 条まで、第 78 条、第 79 条、第 81 条から第 84 条まで及び第 86 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の (1) から (5) まで、(11)、(13)、(17)、(23) から (25) まで、(27) 及び (28) 並びに第 3 の二の二の 3 の (4)、(6)、(8) 及び (9) 並びに第 3 の四の 4 の (1) から (3)、(5) の①及び②、(6)、(7)、(9)、(10) 及び (12) から (17) を参照されたい。この場合において、準用される基準第 34 条の規定について、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、1 年に 1 回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検 (自己評価) を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価 (外部評価) を行うこ</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）

（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>施にあたっては以下の点に留意すること。<u>また、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1 年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととする</u>とともに、<u>外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。</u></p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>第 4 （略）</p>	<p>ととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>第 4 （略）</p>